

7.5 日照阻害

7.5 日照障害

(1) 現況調査

① 調査項目

- ・ 建築物等の分布状況
- ・ 地形の状況

② 調査手法等

ア 建築物等の分布状況

(7) 既存資料調査

a 調査地域・地点

計画地及びその周辺とした。

b 調査時期・頻度

建築物等の分布状況を把握できる時期とした。

c 調査手法

既存資料を収集・整理する方法とした。

イ 地形の状況

(7) 既存資料調査

a 調査地域・地点

計画地及びその周辺とした。

b 調査時期・頻度

地形の状況を把握できる時期とした。

c 調査手法

既存資料を収集・整理する方法とした。

③ 調査結果

ア 建築物等の分布状況

(7) 既存資料調査

計画地周辺の中高層建築物の分布状況は図7.5-1に示すとおり、計画地は中心市街地に位置しており、計画地周辺には高さ10m以上の中高層建築物が多く分布している。

イ 地形の状況

(7) 既存資料調査

計画地周辺標高は1.3～3.1mであり、概ね平坦な地形となっている。



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例

- 計画地
- 高さ10～20m
- 高さ20～30m
- 高さ30～50m
- 高さ50m～



S=1/6,000

0 60 120 180m

図7.5-1 計画地周辺の中高層建築物の分布状況

(2) 予測及び評価

予測及び評価項目は、表7.5-1に示すとおりである。

表7.5-1 予測及び評価項目

区 分	予測及び評価項目
施設の存在 及び施設の供用	①建築物の存在による日影の状況

① 建築物の存在による日影の状況

ア 予 測

(7) 予測地域・地点

冬至日の午前8時から午後4時までの間（真太陽時）に計画建築物により日照阻害が想定される地域を含む範囲とした。

(4) 予測時期

計画建築物の竣工後とした。

(ウ) 予測手法

計画建築物による冬至日の午前8時から午後4時（真太陽時）の時刻別日影図及び等時間日影図をコンピューターにより計算・作図する方法とした。日影図の作成条件は、表7.5-2に示すとおりである。

また、等時間日影図は、「建築基準法」（昭和25年5月、法律第201号）及び「広島県建築基準法施行条例」（昭和47年3月、県条例第16号）に基づく日影規制の内容（表7.5-3、図7.5-3参照）と比較した。なお、計画地及びその周辺は商業地域に指定されており、日影規制の対象外である。計画地に最も近い日影規制の対象地域は、計画地西側から北側の平和記念公園や中央公園等に指定されている第二種住居地域である。

表7.5-2 日影図の作成条件

項 目	作成条件
時 期	冬至日（一年の中で太陽が最も低く、影が最も長くなる日）
時刻法	真太陽時（ある場所において太陽が真南（南中）にある時を正午としたもので、場所（経度）の違いによって中央標準時と差を生じる。）
時間帯	真太陽時の午前8時から午後4時（8時間）
測定面	平均地盤面＋4 m
予測に用いた緯度	北緯34度23分36秒

表7.5-3 日影規制の内容

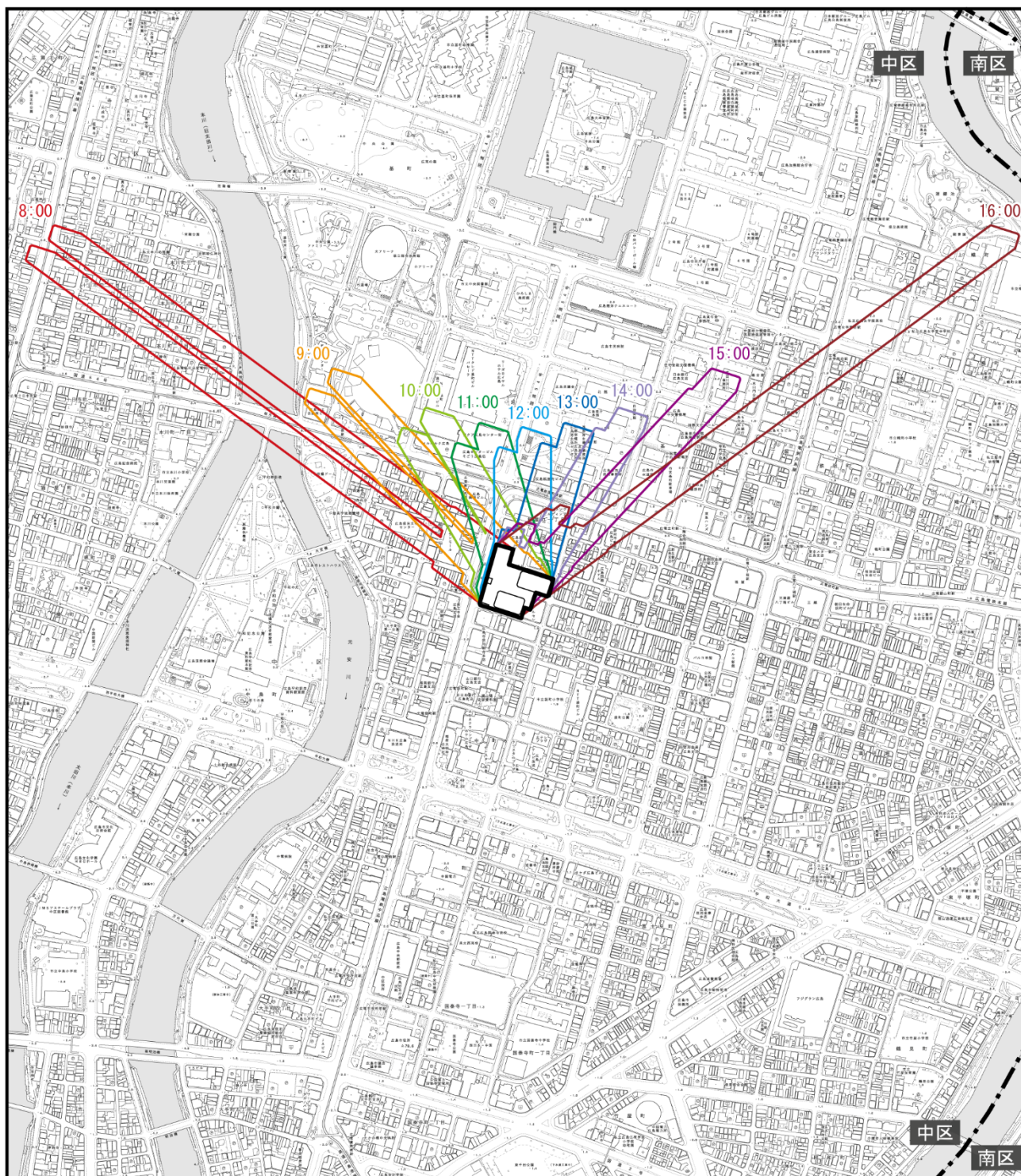
地域又は区域	制限を受ける建築物	規制される日影時間		
		規制される範囲 (敷地境界線からの 水平距離)		測定水平面 (平均地盤面 からの高さ)
		5 mを超え 10m以下の 範囲	10mを 超える範囲	
第一種及び第二種低層住居専用地域、田園住居地域	軒高が7 mを超えるか、又は地上3階以上の建築物	4 時間	2.5時間	1.5m
第一種及び第二種中高層住居専用地域	高さが10 mを超える建築物	4 時間	2.5時間	4 m
第一種及び第二種住居地域、準住居地域	高さが10 mを超える建築物	5 時間	3 時間	4 m

資料：「広島県建築基準法施行条例」（昭和47年3月、県条例第16号）

(I) 予測結果

時刻別日影図は図7.5-2に、等時間日影図は図7.5-3に示すとおりである。

計画建築物による日影は、北西側が中区広瀬町付近、北東側が中区上幟町付近に及ぶ範囲に生じるが、日影規制の対象地域に生じる日影は2時間未満であり、日影規制を満足すると予測する。



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

凡 例

 計画地

【時刻別日影線】

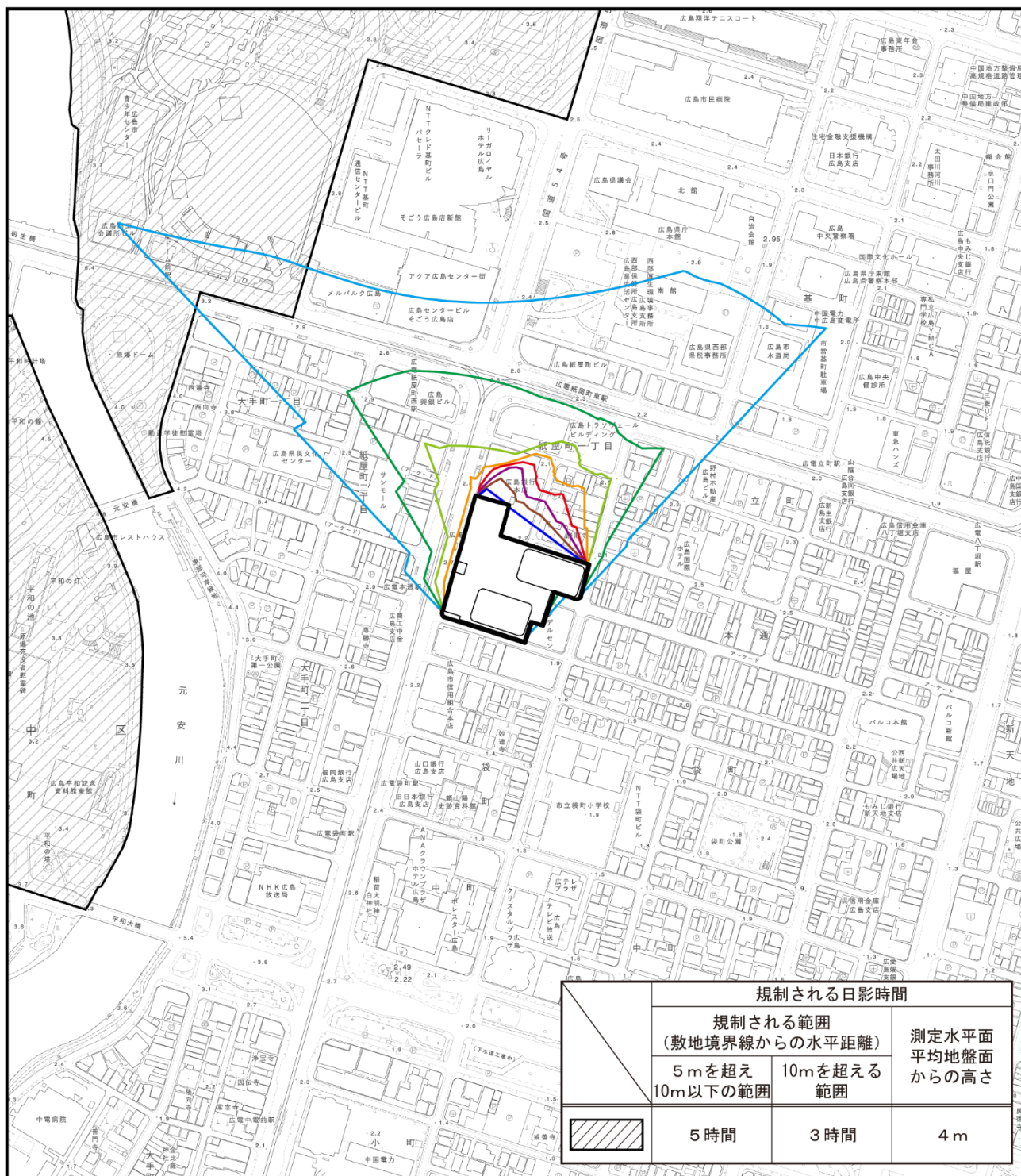
 8:00	 11:00	 14:00
 9:00	 12:00	 15:00
 10:00	 13:00	 16:00



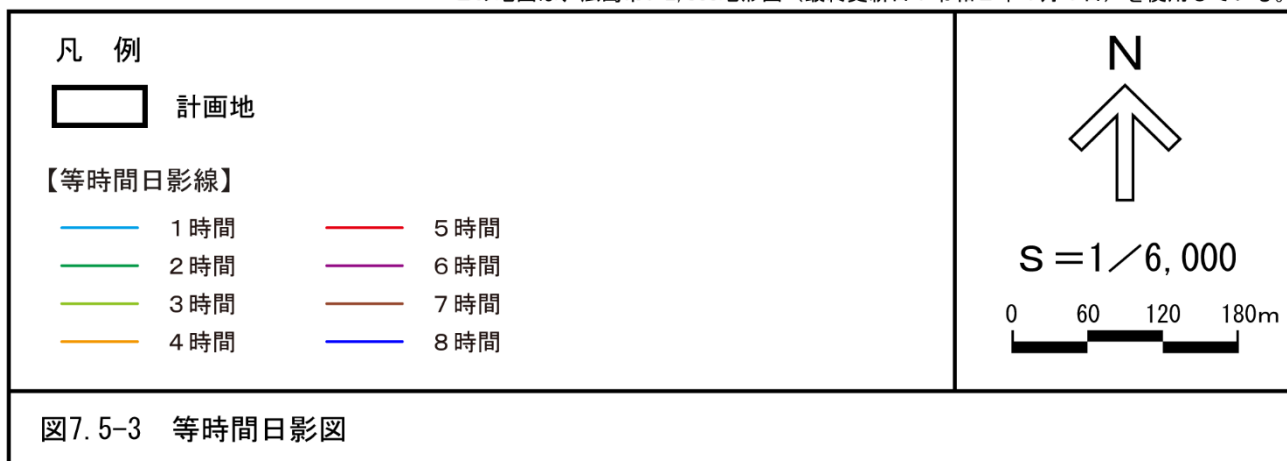
S=1/12,000

0 120 240 360m

図7.5-2 時刻別日影図



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。



イ 環境保全措置

本事業では、以下の環境保全措置を講じる計画である。

- ・ 高層棟を南棟・北棟の２棟に分棟し、外壁面が連なる長大な壁面構成とならないよう工夫することで、長時間日影になる地域が少なくなるよう配慮する。
- ・ 低層棟と高層棟を分節し、高層棟を国道54号（鯉城通り）から後退して配置することにより、周辺への日影の影響を可能な限り小さくするよう配慮する。

ウ 評 価

計画建築物による日影は、北西側が中区広瀬町付近、北東側が中区上幟町付近に及ぶ範囲に生じるが、日影規制の対象地域に生じる日影は２時間未満であり、日影規制を満足すると予測する。

本事業の実施にあたっては、高層棟を南棟・北棟の２棟に分棟し、外壁面が連なる長大な壁面構成とならないよう工夫することで、長時間日影になる地域が少なくなるよう配慮する等の環境保全措置を講じる。

したがって、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価する。

(白 紙)